

区分	☒ 新規 ☐ 再提案 (・ ・ 第 回総会 ; 市)			
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他 ()		分野	☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国 ☐ 県 ☐ その他	担当省庁 担当部局 名 称	経済産業省資源エネルギー庁	
件名	3 電源立地地域対策交付金の交付期間延長について			
提案市	長野市、松本市、上田市、飯田市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、大町市、飯山市、茅野市、佐久市、東御市、安曇野市			
提案要旨	電源立地地域対策交付金は、水力発電施設を有する県内の 46 市町村に交付されているが、制度創設当初から交付金が交付されている発電施設分については、令和 2 年度末に交付期間の 40 年が終了となる。電源立地地域は、過疎化・高齢化が進行する中山間地域に位置している例が多く、当交付金は地域の活性化施策のための貴重な財源として有効に機能してきたところである。当交付金の目的である発電用施設の設置に係る地域住民の更なる理解促進のため、交付期間を延長するよう強く国に要望する。			
提案理由	電源立地地域対策交付金は、発電用施設の周辺地域における公共用施設の整備等を促進し、地域住民の福祉の向上を図り、発電用施設の設置及び運転の円滑化に資することを目的としている。施設周辺地域では、当交付金による地域活性化事業により生活の利便性向上に努めてきたものの、過疎化・高齢化が進む中、引き続き地域活性化対策を講ずることにより、地域住民の理解が更に促進され、発電施設の円滑な運転に資することが期待される。よって、当交付金の交付期間の延長を、国に対し要望する。			
現況及び課題等	ダムや発電関係市町村は、概ね山間地域にあり、これまで多くの犠牲を払いながら国民の生活や経済の発展に欠かすことのできない水や電力の供給という重要かつ公益的な役割を担ってきた。こうした地域の市町村の多くは、過疎化・少子高齢化等の進行、財政基盤の脆弱化、ダムの存在等に伴う河川環境の影響など多くの問題を抱えている。これらの課題に対応するため、今後も交付金等による財源措置が不可欠である。			
法令関係	発電用施設周辺地域整備法 電源立地地域対策交付金交付規則			